

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(解 散)

- 第61条
1. 本会は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 設立許可の取消
 - (2) 目的たる事業の施行不能
 - (3) 破 産
 - (4) 会員の欠亡
 - (5) 総会の決議
 2. 前項第5号に掲げる事項は、総会において正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(解散の場合の残余財産の処分)

第62条 本会が解散するときに有する残余財産は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。